

第6期 池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（第5回）
議事録

開催日時	平成27年2月13日（金）午後2時00分開会～午後3時33分閉会
開催場所	池田市役所4階府小会議室
会長	山本委員
出席者	山本委員、井上委員、見野委員、大西委員、下芝委員、木村委員、竹田委員、北浦委員、正野委員、平井委員 (以上10名)
欠席者	萩原委員、松山委員、
議題	(1) パブリックコメントの報告について (2) 計画書の最終の修正について (3) 暫定第6期介護保険料について

議事の経過	
発言者	発言の要旨
事務局	<p>1. 開会 ○開会あいさつ</p> <p>2. 出欠委員数報告</p>
事務局	<p>本日は萩原委員、松山委員は所用のため、欠席の旨ご連絡をいただいていることを報告する。本日の出席者は現在9名、欠席者2名、井上委員（遅参）が来られると10名となっている。</p> <p>本日は傍聴者が2名おられることを報告する。会長の許可を得た上での入場となるが、会長よろしいか。</p>
山本会長	入室していただいている結構である。
事務局	<p>会長の許可が得られたので、傍聴者に入場していただきたい。 (傍聴者入室)</p> <p>それでは、以降の進行については山本会長にお願いしたい。</p>
	3. 議事
	1) パブリックコメントの報告について
山本会長	本日は最終の素案の詰めをしたい。前回ご指摘いただいた部分を修正していただいているはずである。修正内容について、事務局から説明していただく。それからパブリックコメントを実施しているので、この報告も合わせてしていただき。前後になるが、最初にパブリックコメントの報告、引き続いて素案の修正について説明していただきたい。
事務局	平成27年1月5日から平成27年1月26日までパブリックコメントを実施したが、この間にご意見等はなかった。
	2) 計画書の最終の修正について
事務局	○計画書の修正について説明
山本会長	ちょっと切らせていただいて、修正事項についてご質問、ご意見はいかが

北浦委員	今説明があった以外のことでもよろしいか。
山本会長	今説明のあった修正事項に関するご意見をお願いしたい。
大西委員	8ページに「市民病院」を入れていただいたのは、非常に良いと思う。ただ、「医療」のところで「市民病院」は上の「急性期病院」にも該当するので重複する。市内の医療機関で、例えば診療所をイメージされているのであれば、右上の「日常の医療」「かかりつけ医」というところと被る。その区切りが必要だと思う。「市民病院等市内の医療機関」をなくして、「市民病院」を上にあげたほうがすっきりするのではないか。
山本会長	図の表記についてである。市民病院と急性期病院との兼ね合いと言うか、別個にあるのか、むしろ市民病院そのものをここに位置付けてはどうかという提案である。いかがか。
大西委員	ご検討いただければと思う。
山本会長	では、検討課題ということにしたい。図なので、ずっと市民の方に理解ができるように検討していただきたい。他いかがか。
木村委員	34ページ(5)「介護保険サービスの今後の利用希望」の「カ) 福祉用具の貸与・支給」「が」「～」となっているが、「を」ではないのか。
山本会長	文章の整理についての質問である。
事務局	文章については、分かり易く変えていきたい。事務局で再度読み直し、分かり難い文章や伝わり難い文章については、ご意見やご指摘をいただきながら変えていきたい。この部分については、お預かりさせていただき、検討したい。
山本会長	「利用したい」の括弧付きは何か意味があるのか。そういうところも含めて、事務局で検討願いたい。
大西委員	「～について」とか「～に関して」とか少し文章を長くしたほうが、より分かり易いのではないか。 「利用したい」の括弧書きは、恐らくアンケート調査の選択肢について分かり易いように括弧書きされていると思う。それについては良いと思う。

事務局	先程も申し上げたが、中味については再度分かり易くなるよう検討したい。
山本会長	「利用したい」というのは引用を示す。我々研究者は、括弧書きは必ず引用を示す。このページのどこに「利用したい」という言葉があるのか。
大西委員	35 ページの図のところにある。
山本会長	それはおかしい。後ろにあると引用にはならない。これは公文書なので、稚拙なものを出すのはよろしくない。事務局で検討いただきたい。他いかがか。
	先程、大西委員から「～について」と長くなってしまってもいいのではないかというご意見があった。文章の構成を考えるのであれば、そちらのほうが固い。「図によれば」等を入れていただくと理解しやすい。いきなり文章がきて図があるというのは、我々の世界ではよろしくない。混乱を招く書き方である。図のナンバリングがないので、「図 1 参照のこと」等と入れると、引用だと分かる。全体的に、何がどう対応しているのかが分かりにくい。他いかがか。
木村委員	82 ページ (1) の下から 3 行目「～多様な主体（～等）」となっているが、ここに「社会福祉協議会」を入れるべきという意見が、この前はあった。入れると具合が悪いのか。
事務局	ここはボランティア関係や一般的な民間企業を入れているので、社会福祉法人を入れるのは違うと考え入れていない。
山本会長	社会福祉協議会も入ると思うが。入れていただいたら良いと思う。
平井委員	事務局は、社協は公的な組織と受け止めているようだが、ボランティアの集まりである。この括弧書きの中に該当する組織だろうと思っている。表現上どうするのかはご検討いただきたい。
事務局	検討したい。
山本会長	平井委員がおっしゃる通りで、社会福祉協議会は実は民間団体で、行政との関係性も否定できないので難しい。ご検討願いたい。他いかがか。 このあたりは厚生労働省の文章があると思うので、ご確認願いたい。
北浦委員	公的文書なので、細かいところを確認させていただきたい。15 ページ (3) について、「(井口堂を含む)」という表記が北部地区に入っている。井口堂

	は石橋校区だが、何故、北部地区に入れているのか。地域包括支援センターの担当でも井口堂は特別に別書きで南部地区に入っている。
山本会長	エリア分けはこれで適切かというご質問だが、事務局はどうお考えか。
事務局	勉強不足で申し訳ない。大至急調べて検討したい。
北浦委員	続いて 71 ページの【介護予防普及啓発事業実施状況】の数字について、25 年度の最終合計が「8,761」になっているが、「8,716」の間違いだと思う。入力ミスではないか。
事務局	末尾は 6 になると思う。最終確認させていただきたい。
山本会長	全体的に表の数値を再度見直していただきたい。
北浦委員	85 ページの②「包括支援事業の拡充」の上から 7 行目に「三師会」と書かれている。恐らく、「医師会・歯科医師会・薬剤師会」だと思うが、他のページではこの 3 団体名が書かれており、ここだけ「三師会」と書かれている。これは統一したほうが分かり易いのではないか。 同様に「民生委員」と「民生委員児童委員」という表現が 2 つある。正式には、「民生委員児童委員」になるので、この部分も統一して欲しい。「民生委員協議会」と書かれているのも「民生委員児童委員協議会」と変えていただければと思う。 135 ページに「救急医療情報キット」とあるが、一般的には「キット安心ふくまるくん」という名称で知られている。括弧付けて入れていただければ、一般の方にも分かり易いと思う。
山本会長	括弧書きであれば一目瞭然なので併記をお願いしたいとのことである。言葉の統一について、随分仔細に見ていただいたと思う。他にいかがか。修正の説明はまだあるのか。
事務局	修正についての説明は以上である。
山本会長	事務局説明を続けていただいてよろしいか。
	3) 暫定第 6 期介護保険料について
事務局	○計画書 124 ページに基づき説明

山本会長	保険料は市民にとって問題になりやすい。低所得者への配慮をにじませているということで、国基準より緩和していると思うが、それについて書いていただいてもいいのではないか。今の事務局の説明でよろしかったか。従来から池田市では、保険料の配慮はきめ細かくしていただいている。段階も複雑化して、低所得者の方には配慮をしている。話を聞くと複雑だが、国より掛け率を下げているということである。ご質問等はあるか。
大西委員	今ご説明いただいた趣旨が 125 ページに簡潔にまとめて書かれているので非常に良いと思う。
山本会長	何故、この文章をトップに持つてこないのか。先程の表もそうだが、先に出してから後から表がある。書きぶりが説明調である。良いことは最初に書いてはどうか。
木村委員	現保険料の第 1 段階・第 2 段階が今度新しくなった第 1 段階で、第 3 段階の特例が第 2 段階、第 3 段階は第 3 段階、第 4 段階の特例が第 4 段階で、第 4 段階の特例でないほうが第 5 段階になったと、このあたりから少しづつ所得により細かく分けて 16 段階になったと解釈していいのか。
事務局	おっしゃる通りである。元々 1 段階・2 段階が 29,700 円の同じ金額の中で種類が分かれているという形になっているので、ここは 1 つにした。特例がなくなり、第 4 段階が第 5 段階になったという形である。
木村委員	そうすると、第 1 段階の年間保険料は現在 29,700 円だが、これが 33,900 円になると解釈していいのか。
事務局	基準額というのがある。今は第 4 段階の月 4,950 円が基準額だが、第 6 期は 5,650 円になる。全体的に保険料は月 700 円上がる。その 0.5 になるので、少し上がった形になっている。
山本会長	よろしいか。介護給付費を国と自治体と被保険者で分かちましょうというのが介護保険制度財政である。給付費がぐっと増えているので、それで低所得者層への圧力を軽減したり上昇を抑えていただいているが、まさか下がるということはない。この制度の宿命である。避けられないコストをどう分かつかということで、保険料の中で配慮していただいたということである。よろしいか。引き続き、事務局から説明をお願いしたい。
事務局	○引き続き、計画書に基づき説明

山本会長	これで訂正事項を全て説明していただいた。先程の増減の説明は、自然増ではなく制度上・社会上の理由でということだった。かなりプロっぽい説明なので難しいが、それを含めてご質問、ご意見はいかがか。
下芝委員	113 ページの【介護給付】の「通所介護」が、27 年から 28 年にかけてすごく減少しているので、どういう事情なのか説明を求めようと思っていたが、最後に説明いただいた。これについては、事業計画のどこかで、文章として落とし込まれているのか。ものすごく大切なことなので、文章でそれらしき説明があると納得できると思う。
事務局	文章としてどこかに載せているのかというと載せていない。確かに目立つところではあるので、早急に検討し、移行に関する部分についても説明を入れて分かり易くしたい。
山本会長	北浦委員からもご指摘があった言葉の統一、数字上の点検、そして下芝委員から表の増減について市民向けに説明が必要ではないかとのご意見があった。この 3 つだったと思う。できれば丁寧で平易な説明をお願いしたいと思う。他いかがか。
平井委員	126 ページに平成 32 年度と 37 年度の試算が出ている。「※介護給付、予防給付とも供給率を 100% として見込み量を設定しました」となっている。今回の 27~29 年度の介護給付費の額が出ているが、これは 100% をみているのか。保険料も 100% をみているなら、実際の給付が 90% なら 10% 収入が上回ることになる。今回の計画での算定では給付関係を 100% でされているのかを知りたい。そのあたりの表記がない。
事務局	表現の中では、例えば 113 ページやそれ以外にも「※」で記載している。
平井委員	実質の収入額の関係は、100% を見込んで単価を決められているのか。それとも 90% ぐらいで計算して収入総額で保険料を算定されるのか。
事務局	大胆にも平成 37 年度の数値を見込みとして出している。団塊の世代の高齢化を目指して、国がそういうことを言っていると思うが、不確定要素がたくさんある。例えば、介護予防の要支援 1・2 の方のデイサービスやヘルプサービスは、本市においては 2 年間の猶予期間を置いて、それが過ぎてから市町村事業になるという条例を、この 3 月に制定する。そのような今後どうなっていくのか分からぬ部分がある。在宅医療・介護保険の連携については、3 年後にスタートする。ただ、前倒しでされているものは認めながらやる、全体のビジョンには 3 年かけるという、まだ分からぬ部分がある。

	<p>また、被保険者の負担割合も変わってきてている。毎期毎に1%ずつ上がってきてているということも不確定要素になってくると思う。また、介護報酬単価はずっと上がるだろうと思いながらみていたら、介護職員の賃金分だけが上がった。98%の徴収率にしているので、98%のままでいけるかどうかが分からない。国民健康保険は今92%、実質の収納率が87.01%なので、落としていくことになる。これは98%そのままでやっているので、平成37年度のざっくりした感じとしてはこれぐらいかなと。不確定要素があり、はつきり分からぬままやっているのが現状である。</p>
山本会長	<p>2000年に介護保険が始まった。京都府下の市町村の赤字は全国でも有名である。利用者が予想外に多かった。ワークシートは府が主導権を握っている。その中にあるべき数値をこちらで入れて、府で協議をする。鍵を握っているのは国である。今度の地域支援事業も、突然国から言ってきた。このあたりは情報戦なので、国と府と市の丁々発止のやり取りの中で決めていく。ただし、私はかなり安定してきたと思う。初期段階はすごく府に借金をしながらだった。最大の山場は、団塊の世代が75歳になる頃である。池田市は安定して運営されていると思う。ただ、いかんせん複雑である。</p>
木村委員	<p>125ページの「介護給付費準備基金の取崩額」が「290,085,000円」とあるが、これは27~29年度の3年間の取崩しということか。そうすると、127ページの「保険料見込額」が「8,571円」というのは、30年度以降の金額か。介護給付費準備基金の取崩しを行わない場合は、計算上そうなるということか。基金の取崩しがこれからどうなるのかという心配がある。</p>
事務局	<p>第5期では4億9千万円の準備基金があり、今回2億9千万円が残った。それぞれ全額を取崩していく。何故2億9千万円が残ったと言うと、不要額がこの3年間で少しづつ貯まっていった。介護給付費の執行率は93%だったり95%だった場合、7%なり5%分の給付費分が執行せずに貯まっていく。それが2億9千万円である。ここから先はそういう計算が立たないので、結果的にはいくらかは残ってくると思うが、現段階では100%執行という形で見込まないといけないため、取崩額はゼロになる。ご指摘の通り、いくらかは残って取崩しになると想像はしている。</p>
山本会長	<p>悩ましい。介護保険は、支出と収入について期間内でプラス・マイナス・ゼロのはずだが。制度上心配があったので、基金があればまさかの時はということである。これは貯め込むためのものではないので、必要なものは使い切る。しかし、社会変動と政策変動があると怖い。多少はあったほうがいいと思うが、あまりそれを目的化することもできないので、何ともお答えできないということだと思う。この制度が持っている微妙な部分である。</p>

	他いかがか。ラストなので、是非何かご意見があればお願いしたい。
北浦委員	数字の問題だが、前回 12 月にいただいた資料と今回の資料で、表の数字が大幅に違うものがある。何故変更があったのか教えていただきたい。数字ではないが、まず 86 ページの「地域支援事業の実施予定時期」の「包括支援事業」は、前回資料では「包括支援事業」なり「任意事業」は「平成 27 年 4 月から」すると書かれていたと思うが、今回は「平成 30 年から」ということで 3 年延びている。何か理由があるのか。
事務局	3 月議会の条例で改正をする。国の法律改正の中では、平成 27 年 4 月 1 日スタートとなっているが、猶予期間を設けることができるという通達がある。新総合事業をするだけの土壤、醸成するための期間が必要ということで、新総合事業に関わる部分については、2 年間の猶予をいただくという条例の改正を行う。もうひとつの在宅・医療・介護の連携については、池田病院が積極的にやっている部分を踏まえながら、トータルとしての介護・福祉・医療の連携、国ではターミナルケアを想定されているようだが、池田市にとつてはどのような連携が必要か検討で 3 年間いただきたい。そのような条例をあげる予定である。
北浦委員	112~117 ページの数字が変わっているので、何故変わったか説明いただきたい。一番大きな数字の違いが、112 ページの「5. 地域支援事業費」の数字である。「介護予防・日常生活支援総合事業費」の平成 27 年が前回の数字では「235,000」だったのが、今回は「33,000」、平成 28 年が「256,000」が「36,000」と、桁が 1 つ違うほど大幅に変わっている。合計も平成 27 年度が「156,000」、前回資料では「314,000」、同様に 28 年は今回が「163,000」、前回が「342,000」になっている。数字の幅が大きいので、何かの要因があったのか。
事務局	前回は、ワークシート上で大阪府と協議をさせていただく中で、まだ最終段階にきていない部分がたくさんあった。大阪府からの指摘があって数字を触ったりしたため流動的で、法の改正に伴い加味が必要な部分もあった。最終的な形として出したものが今回の数字になっている。案としてその時々で出せる数字を出しているので、これが最終とご理解いただければと思う。
山本会長	府との協議のワークシートは大きい。部長がおっしゃったが、新総合事業は地方自治体としてはかなり入念な準備期間が必要だと思う。 これでそろそろ報告書の完成に向かっていく。最後に何かご意見やご質問はあるか。

竹田委員	私は介護相談員をしている。介護相談員についての一文が、109 ページに3行ほど示されている。介護相談員事業は 10 年以上実施させていただいている介護保険下におけるボランティア事業である。介護相談員の介護事業のボランティア継続事業であり、長く続けていくためのモデルケースを取り扱っていただくべきものだと思っている。以前何十人もいた介護相談員は、現在 16 名という先細り状態で、ボランティア相談員の良心頼みで続けている状態である。このようなボランティア事業を運営・継続していくことは難しいことだが、市役所側にベースを整えていただきながら、介護施設への相談員事業のあり方の説明をしてもらわないといけないと思う。他市では、事業所に介護相談員の写真を貼って、訪問記録を事業所内外で閲覧できるようになっている。少しの手間とアイデアと思いやりで継続実施できる。そのような配慮をしていかないと、各事業は続いていかない。どうか担当者のみに押し付けないで一緒に考えていただきたい。皆、年を取り、明日は我が身である。
山本会長	ご要望の声であった。それでは事務局から今後のことも含め、お話し願いたい。
事務局	今回の意見等全て踏まえ、平成 27 年から 29 年度までの 3 年間にわたる第 6 期池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定することとさせていただきたい。なお、今後の予定は、大阪府との法定協議後、市長の決裁を受けて、正式な介護保険事業計画書として策定させていただきたい。また、計画書の製本ができ次第、委員の皆様へお送りさせていただく予定である。
山本会長	○閉会あいさつ

5. 閉会